

魚津市告示第88号

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部改正について

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱（平成25年魚津市告示第84号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月20日

魚津市長 村椿 晃

第3条第2号中「1年以上」の次に「（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合は、6月以上）」を加える。

第4条第13号後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る。）又は特定一般教育訓練給付若しくは専門実践教育訓練の指定講座で修業するもので、就職に有利となる資格（シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等））について、市長が適当と認める資格も対象資格とする。

第6条第1項第1号中「平成25年5月16日雇児発0516第7号」を「平成26年9月30日雇児発0930第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知」に、「住所を有しない者」を「住民登録がない者」に改め、同条第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第4項中「第6条第1項第1号に該当する者には、」を「令和3年7月以前分の訓練促進給付金の支給月額決定に係る対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者には、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）における」に、「あるときは」を「あったときは」に改める。

附則第5項中「訓練促進給付金」を「令和3年7月以前分の訓練促進給付金」に、「寡婦控除」を「健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令における寡婦控除」に、「あるときは」を「あったときは」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。